

三相園訪問介護事業所

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第2871300949号)

当事業所は利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護・要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 苦情の受付について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 三相園福祉会
(2) 法人所在地 兵庫県丹波市春日町山田170番地
(3) 電話番号 0795-74-0109
(4) 代表者氏名 理事長 竹村 義法

- (5) 設立年月 昭和45年7月15日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成18年10月1日指定 兵庫県2871300949号
(2) 事業の目的 要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し適正な指定訪問介護（介護予防訪問介護）を提供し、契約者がその自宅等において有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援する事を目的とする。
(3) 事業所の名称 三相園訪問介護事業所 平成18年10月1日指定兵庫県2871300949号
(4) 事業所の所在地 兵庫県丹波市春日町山田1210番地
(5) 電話番号 0795-74-0109
(6) 事業所長（管理者） 横山 喜代志
(7) 当事業所の運営方針 訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活全般にわたる援助を行なう。介護予防訪問介護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行なうとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
(8) 開設年月 平成18年10月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 養護老人ホーム三相園、丹波市春日町内
(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 9時～17時
サービス提供時間帯	毎日 7時～19時

○上記以外の重要事項につきましても、備え付けの『重要事項説明書』に記載しております。説明が必要な方は事務所にお尋ね下さい。

管理者 横山 喜代志

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名			1名	
2. サービス提供責任者	2名			1名	
3. 訪問介護員		4名		1. 5名	
(1)介護福祉士		1名			
(2)看護師・准看護師		1名			
(3)訪問介護養成研修1級 （ヘルパー1級）課程修了者					
(4)訪問介護養成研修2級 （ヘルパー2級）課程修了者		2名			

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
 （例）週8時間勤務の訪問介護員が5名いる場合、常勤換算では、1名
 （8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者にサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- （1）利用料金が介護保険から給付される場合
- （2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

支援のサービスは、例えば利用者が行なう、掃除を訪問介護員が見守りながら一緒に行なうなど、利用者が有する能力を最大限活用することが出来るような方法によって行ないます。調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画・居宅サービス計画・居宅介護予防サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

☆利用者の状態の変化等により、サービス提供量が訪問介護・介護予防訪問介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、特定施設サービス事業者、居宅介護・介護予防支援事業者との調整の上、支給区分の変更、特定施設（介護予防）サービス・居宅介護予防サービス計画の変更又は要支援・要介護認定の変更・申請の援助等必要な支援を行います。

①身体介護

○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○体位変換

…体位の変換を行います。

○通院介助

…通院の介助を行います。

②生活援助

○調理（除 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所入居者）

…利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…利用者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物

…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

＜サービス利用料金＞（契約書第8条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前7時から午後7時）での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	1. 利用料金	2,310円	4,020円	5,840円	830円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	2,079円	3,618円	5,256円	747円
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	231円	402円	584円	83円
生活援助	4. 利用料金	830円	2,080円	限度2910円	
	5. うち、介護保険から 給付される金額	747円	1,872円	2,619円	
	6. サービス利用に係る 自己負担額（4-5）	83円	208円	291円	

（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所への訪問介護の場合）

身体介護	1時間30分未満	1時間30分以上
利用料金	15分ごとに900円	5400円 + 15分ごとに370円
介護保険よりの給付	810円	4860円 + 15分ごとに333円
自己負担額	90円	540円 + 15分ごとに37円

生活援助	1時間30分未満	通院介助	1回
利用料金	15分ごとに450円	自己負担額	900円
介護保険よりの給付	405円	介護保険よりの給付	810円
自己負担額	45円	自己負担額	90円

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問看護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホーム）の入居者への訪問介護の場合は、1割負担の軽減制度があります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	2,310円	4,020円	5,840円	830円
生活援助	830円	2,080円	2,910円	

☆平常の時間帯（午前7時から午後7時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護への訪問介護の場合）

	15分未満	15分以上 30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 60分未満
身体介護	900円	1,800円	2,700円	3,600円
生活援助	450円	900円	1,350円	

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（4）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

外部サービス利用型特定入居者生活介護事業所の入居者の利用料はサービス提供をする事業者（訪問介護事業所）に支払う必要はありません。

ア. 下記指定口座への振り込み 中兵庫信用金庫 春日支店 普通預金 0087280 名義 養護老人ホーム 三相園 施設長 横山 喜代志 イ. 事業所（三相園）の窓口においてのお支払い
--

（5）利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（2）訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（3）サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（4）サービス内容の変更（契約書第 10 条参照）

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（5）訪問介護員の禁止行為（契約書第 14 条参照）

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

（6）サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申込みに関する調整や訪問介護計画、介護予防訪問介護計画の作成などをはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点があったりサービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。（担当の訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。）

＜サービス提供責任者の業務＞

- ①訪問介護サービスの利用の申込みに関する調整
- ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥訪問介護員の業務管理
- ⑦訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧その他サービスの内容の管理について必要な業務

7. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 特定入居者生活介護事業所三相園 副施設長 石田 浩之

○苦情解決責任者

【職名】 管理者 横山 喜代志

○受付時間

毎週月曜日～金曜日

9：00～18：00

（2）行政機関その他苦情受付機関

丹波市 介護保険担当課	所在地	丹波市春日町黒井2282-3
	電話番号	0795-74-0221
	FAX	0795-74-2926
	受付時間	9：00～17：00（月）～（金）
兵庫県国民健康保険 団体連合会	所在地	神戸市中央区三ノ宮町1-9-1-1801
	電話番号	078-332-5601
	FAX	078-332-0986
	受付時間	9：00～17：15（月）～（金）

平成 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

三相園訪問介護事業所

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

